

山武市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例による

固定資産税課税免除申請の手引き

新たな投資を行った皆様又は今後投資をご予定の皆様に、固定資産税課税免除の手続きについて、ご案内いたします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。



*****問い合わせ先*****
山武市殿台296番地
山武市役所 市民部課税課 資産税係
TEL 0475-80-1282

I 固定資産税の課税免除

(1) 山武市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除

山武市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)に基づき、過疎地域内の産業の振興と持続的発展を図るため、山武市過疎地域持続的発展計画(以下「市町村計画」という。)に記載された産業振興促進区域内において、製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の用に供する設備を取得等した場合、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

当該課税免除の適用を希望される方は、本手引きをご覧ください、以下の日までに本市課税課資産税係まで申請をいただきますようお願いいたします。

申請期限 令和9年3月31日(水)※

※申請期限後は申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

申請書類等が整い次第、速やかに本市へご申請ください。取得等してから一定期間経過している固定資産に係る申請については、課税免除できない場合がございますので、ご注意ください。

申請は課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。

(例)令和7～8年度の3か年課税免除を受ける場合は、計3回申請いただくこととなります。

法人税申告を行っている事業者の方はお問い合わせください。

(2) 主な要件

| 対象地域 | <p><u>旧松尾町地域</u></p> <table border="1" data-bbox="303 1052 1356 1344"> <tr> <th colspan="5">旧松尾町地区 大字一覧</th> </tr> <tr> <td>松尾町山室</td> <td>松尾町引越</td> <td>松尾町谷津</td> <td>松尾町古和</td> <td>松尾町小川</td> </tr> <tr> <td>松尾町下大蔵</td> <td>松尾町上大蔵</td> <td>松尾町金尾</td> <td>松尾町蕪木</td> <td>松尾町八田</td> </tr> <tr> <td>松尾町猿尾</td> <td>松尾町五反田</td> <td>松尾町祝田</td> <td>松尾町水深</td> <td>松尾町本水深</td> </tr> <tr> <td>松尾町田越</td> <td>松尾町大堤</td> <td>松尾町松尾</td> <td>松尾町富士見台</td> <td>松尾町広根</td> </tr> <tr> <td>松尾町下野</td> <td>松尾町折戸</td> <td>松尾町下之郷</td> <td>松尾町借毛本郷</td> <td>松尾町高富</td> </tr> <tr> <td>松尾町本柏</td> <td>松尾町木刀</td> <td>松尾町武野里</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 旧松尾町地区 大字一覧 | | | | | 松尾町山室 | 松尾町引越 | 松尾町谷津 | 松尾町古和 | 松尾町小川 | 松尾町下大蔵 | 松尾町上大蔵 | 松尾町金尾 | 松尾町蕪木 | 松尾町八田 | 松尾町猿尾 | 松尾町五反田 | 松尾町祝田 | 松尾町水深 | 松尾町本水深 | 松尾町田越 | 松尾町大堤 | 松尾町松尾 | 松尾町富士見台 | 松尾町広根 | 松尾町下野 | 松尾町折戸 | 松尾町下之郷 | 松尾町借毛本郷 | 松尾町高富 | 松尾町本柏 | 松尾町木刀 | 松尾町武野里 | | |
|-------------|---|-------------|---------|--------|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|---------|-------|-------|-------|--------|--|--|
| 旧松尾町地区 大字一覧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松尾町山室 | 松尾町引越 | 松尾町谷津 | 松尾町古和 | 松尾町小川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松尾町下大蔵 | 松尾町上大蔵 | 松尾町金尾 | 松尾町蕪木 | 松尾町八田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松尾町猿尾 | 松尾町五反田 | 松尾町祝田 | 松尾町水深 | 松尾町本水深 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松尾町田越 | 松尾町大堤 | 松尾町松尾 | 松尾町富士見台 | 松尾町広根 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松尾町下野 | 松尾町折戸 | 松尾町下之郷 | 松尾町借毛本郷 | 松尾町高富 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松尾町本柏 | 松尾町木刀 | 松尾町武野里 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税免除対象者 | <p><u>青色申告をしている個人又は法人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産を取得等した者</u></p> <p>【取得等】とは 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増改築、修繕又は模様替え)のための工事による取得または建設を含みます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象業種 | <p><u>製造業、旅館業(下宿営業を除く)、情報サービス業等、農林水産物等販売業</u></p> <p>【製造業】とは 日本標準産業分類の大分類の区分における製造業。</p> <p>【旅館業】とは 旅館業法第2条に定められた旅館業(下宿営業を除く)。</p> <p>【情報サービス業等】とは 租税特別措置法施行規則第5条の13に定められた事業。 ・情報サービス業・有線放送業・インターネット附随サービス業・通信販売業・市場調査業</p> <p>【農林水産物等販売業】とは 過疎法第23条に定められた農林水産物等販売業。 対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域のものに販売することを目的とする事業。 (例)観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランなど</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|--------------------------|----------------|-------------------------|----------------------|----------------|--|
| 対象資産 | | | 対象資産 | | | | |
| | | | 土地 | 家屋 | 償却資産 | | |
| | 業種 区分 | 製造業 | 建物の敷地 である土地 | 事業に係る 建物及び その附属設備 | 工場用建物など | 機械 及び 装置 | |
| | | 旅館業 | | | ホテル、旅館 簡易宿泊用の建物など | | |
| 情報サービス業等 | | 作業所など | | | | | |
| 農林水産物販売業 | | 売店、無人販売所など | | | | | |
| 設備投資 規模 | 特別償却設備(家屋・償却資産)の取得価額の合計額が以下の表区分の額以上のもの | | | | | | |
| | | | 個人 | 法人 | | | |
| | | | | 資本金規模 | | | |
| | | | | 5,000万円以下 | 5,000万円超～1億円 | 1億円超 | |
| 業種 区分 | 製造業 | 500万円 | 500万円 | 1,000万円 | 2,000万円 | | |
| | 旅館業 | | 500万円 | 500万円 | | | |
| | 情報サービス業等 | | | 500万円 | 500万円 | | |
| | 農林水産物販売業 | | | | 500万円 | | |
| <p>※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価額の判定には含めません。 適用対象事業の用に直接供される機械及び装置以外の償却資産は、課税免除の対象資産にはなりません。この取得価額の判定には含めることができます。 資本金5,000万円超の法人については、新設、増設したもののみが対象となります。 特別償却設備の取得価格は、法人の採用している消費税の経理方式(税込・税抜)に従います。 圧縮記帳の適用を受けた対象固定資産の場合は、圧縮記帳後の帳簿価格が取得価格となります。</p> | | | | | | | |
| 適用条件 | 土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる家屋(建物)の建設着手があった場合に限りです。 | | | | | | |
| | 土地取得日 ＝所有権移転した日(登記の受付日) 建設着手日 ＝工事着工日(工事請負契約や建築確認申請済証で確認できる日) | | | | | | |
| 課税免除 内容 | 対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除します(減免率100%) | | | | | | |
| | 固定資産税 | | 申請期限 | 課税免除年度 (3か年度分) | | | |
| | 課税年度 | 固定資産取得日 | | | | | |
| | 令和7年度 | 令和6年1月2日から 令和7年1月1日まで | 令和7年3月17日(月) | 令和7年度～令和9年度 | | | |
| | 令和8年度 | 令和7年1月2日から 令和8年1月1日まで | 令和8年3月16日(月) | 令和8年度～令和10年度 | | | |
| | 令和9年度 | 令和8年1月2日から 令和9年1月1日まで | 令和9年3月15日(月) | 令和9年度～令和11年度 | | | |
| 令和10年度 | 令和9年1月2日から 令和9年3月31日まで | 令和9年3月31日(水) | 令和10年度～令和12年度 | | | | |
| ※国の法改正などにより期限が延長される場合があります。 | | | | | | | |

(3) その他

このほか、法人税、所得税、事業税、不動産取得税の特例があります。

詳細は、法人税、所得税については管轄税務署(山武市の場合は東金税務署(0475-52-3121))、事業税、不動産取得税については千葉県税務課(043-223-2114)にお尋ねください。

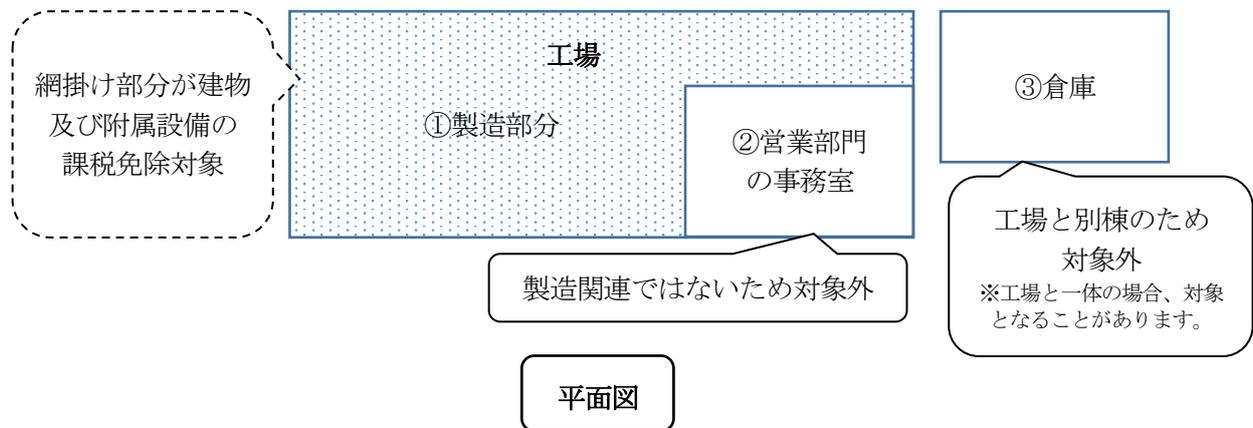
Ⅱ 課税免除の対象となる固定資産

(1) 償却資産

- 1 適用対象事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- 2 更新のために工業生産設備の取得等をした場合で、その取得等により生産能力が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となります。

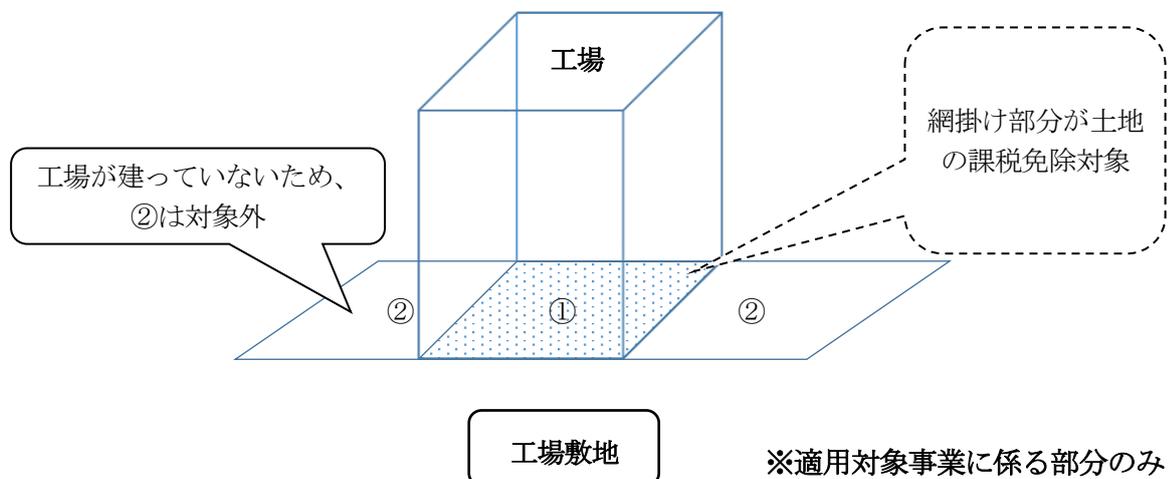
(2) 家屋

- 1 適用対象事業の用に供される部分に限ります。
- 2 以下のような場合、①が課税免除対象、②及び③は課税免除対象外となります。



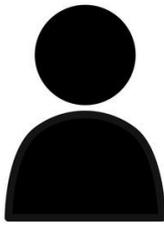
(3) 土地

- 1 取得の日(登記受付日)の翌日から起算して1年以内に課税免除対象家屋の建設の着手があったものになります。
※建設の着手には、土地の造成、地質調査及び測量は含みません。
- 2 (2)に掲げる課税免除対象家屋の垂直投影部分が対象となります。
- 3 以下のような場合、①が課税免除対象、②は課税免除対象外となります。



Ⅲ 手続きの流れ

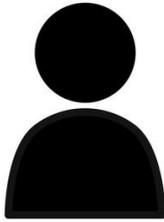
○ 新規申請



- ① (取得前) 計画段階での事前相談
※特別償却設備の取得であることを税務署にご確認ください。
- ② (取得後) 市町村計画への適合確認申請



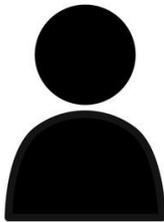
- ③ (内容を審査のうえ) 確認印を押印した確認申請書を返戻



- ④ (個人) 所得税確定申告 (青色)
(法人) 法人税確定申告 (青色)
※減価償却の特例 (割増償却) の適用についてご確認ください。



- ⑤ 控え書類をご確認ください。
(個人) 確定申告書 第1表、青色申告決算書、特別償却の付表
(法人) 法人税申告書別表1(1)、別表16の(1)、(2)、特別償却の付表

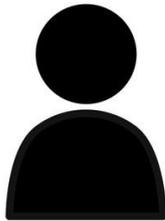


- ⑥ 固定資産税課税免除申請
※固定資産税課税免除申請書、固定資産の明細書に確定申告書(控)等の写し、市町村計画への適合確認申請書の写し、家屋の平面図等、市税の納税証明書を添付してください。



- ⑦ (内容を審査のうえ) 山武市過疎地域における固定資産税の課税免除決定通知書を送付、当該年度の課税額を更正します。

○ 継続申請



- ① 固定資産税課税免除申請
※固定資産税課税免除申請書、固定資産の明細書に確定申告書(控)等の写し、市税の納税証明書を添付してください。



- ② (内容を審査のうえ) 山武市過疎地域における固定資産税の課税免除決定通知書を送付、当該年度の課税額を更正します。

IV 提出書類一覧

固定資産課税免除申請書(第1号様式)及び固定資産の明細書(第1号様式附表)に、以下の書類を添えて提出してください。

新規申請(1年目)・継続申請(2年目・3年目)を問わず、毎年申請をしてください。

| No. | 添付する書類 | 提出書類 | チェック欄 |
|-----|-------------------------------|---|-------|
| 1 | 所得税又は法人税申告に関する書類 | 青色申告書 【個人】確定申告書 第1表 【法人】法人税申告書別表1(1) | |
| 2 | 特別償却設備の取得日、取得価格等を証する書類 | 償却資産申告書 ※既に市に提出している場合は、不要 青色申告書添付書類 【個人】青色申告決算書及び特別償却の付表 【法人】法人税法施行規則別表16の(1)、(2)及び特別償却の付表 ※減価償却の特別償却(割増償却)をしていない場合は「理由書」を提出してください。 取得日及び取得価額がわかるもの ・売買契約書 ・建設工事請負契約書 ・納品書 など 【家屋のみ】全部事項証明書(登記簿) ※未登記家屋の場合、固定資産取得届出書 | |
| 3 | 市税に滞納がないことを証する書類 | 納税証明書 【個人】市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 【法人】法人市民税、固定資産税、軽自動車税 | |
| 4 | 特別償却設備の設置場所、位置が確認できる平面図又は配置図等 | 【償却資産】 ・機械及び装置の配置図 ・配置している状況がわかる写真 【家屋】 ・平面図(位置図、配置図)、立面図 新築・増築以外は工事施工部分が明らかとなる図面表記・工事内容書類が必要 ※課税免除対象部分と対象外部分が混在する場合は、対象部分を朱書きにより明示すること | |
| 5 | 産業振興機械等の取得等に係る確認書類 | 市町村計画適合確認申請書(市受付印のあるもの) | |
| 6 | その他 | 土地の課税免除申請を行う場合 【土地】全部事項証明書(登記簿) ※土地取得の日(登記受付日)の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする課税免除対象家屋の建設の着手があった場合の、課税免除対象家屋の垂直投影部分の土地に限ります。 相続その他の事情により事業を承継した場合 【個人】青色申告承認申請書(税務署受付印のあるもの) | |

※No.2のうち「償却資産申告書」、「理由書」及び「固定資産取得届出書」以外の書類については、写しの提出可申請内容確認のため、別途書類の提出を求めることがあります。

継続申請(2年目・3年目)については、No.1及びNo.3を添付してください。